

[玉城 勇議員 登壇]

○13番 玉城 勇君 本日は、3点について質問させていただきます。1点目に、生活困窮者対策について（1）南風原町内に65歳以上の方で無年金者は何名いらっしゃるか。

（2）無年金者対策をどのように考えているか。（3）年齢を増すとともに生活困窮者が増加していくが、救済対策はあるか。

2点目に、町立法人保育園の園児受入れについて（1）町内転入者の児童の保育園受入れについて、すぐに保育園へ入所できないことが多い。臨時的措置で半年ほどの入所を可能にすることはできないか。

3点目、マイナンバー不着恐れについて。（1）マイナンバー制度不着恐れがあることが先日新聞に掲載されておりました。住民票上の住所に住んでいないために受け取れないこと等でありました。南風原町はどのように対応していくか。（2）住民票を移動したくない方についての対応はどうするか。以上、ご答弁をお願いいたします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1点目の生活困窮者対策について（1）についてお答えします。本町の今年3月末現在での65歳以上人口が5,706人。高齢者年金受給者が5,528人であることから、その差の178人が無年金者と推測されます。（2）についてです。保険料を納めることが難しい方がそのまま将来無年金者にならないように、日本年金機構では受給資格期間を平成25年から10年となるような法律改正（平成29年4月に施行予定）ということであります。そして、過去10年以内の年金保険料納付できる後納制度を60歳から70歳未満まで加入することができる任意加入制度、経済的理由により納付困難な方への保険料免除制度、そして20歳から30歳未満の方が対象となる若年者納付猶予制度、大学等の在学者が対象となる学生納付特例制度、失業による特例免除等の制度を整備して対策を講じております。このような制度を広く町民に周知し、活用していただくことが重要であると認識しております。（3）についてです。今年の4月1日から生活困窮者自立支援法が施行されております。生活困窮者に対する支援を行う仕組みとしていわゆる第二のセーフティネットを充実強化するもので、福祉事務所、設置自治体が自立支援機関を設置し、就労その他自立に関する相談支援等を実施していくものです。本町の場合は、南部福祉事務所が那覇市内にあります機関、グッジョブセンター沖縄内の沖縄県就職生活支援パーソナルサポートセンター南部の名称で設置しております。町は一時相談窓口として相談を受け、本人の課題に対して他の制度や専門機関での対応が可能な場合は制度の利用や適切な機関へつなぎ、課題が複合的で総合的対策を必要とされる等の場合は、パーソナルサポートセンター南部につなげていく役割を担います。この制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する包括的な支援体系を創設するもので社協と連携し制度を周知して活用に努め、

これまでの取組を含め生活困窮者対策に取り組んでまいります。

2 点目の町立法人保育園園児受入れについてであります。本町の 9 月 1 日時点での待機児童数は 193 名で、昨年同月に比べて 68 名増となっております。現状の対応としましては、月途中で転出などの事由で保育所に空きができた場合、点数が高い世帯から随時案内している、また臨時的措置として一時保育がありますが、この利用もほぼ満杯の状態となっております。町としては、待機児童ゼロへ向けて認可外保育園の認可化、分園などを進めておりますので、今後とも可能なものは前倒しをして取り組んでまいります。

3 点目のマイナンバー不着恐れについて（1）です。不着のケースとしては、震災避難者、DV・ストーカー・児童虐待の被害者、長期間にわたって医療機関・施設等に入院・入所している方々など住民登録地に住んでいない場合が考えられます。そのうちの長期入院者などに関しては、町内各病院にあらかじめ通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書を送付しています。併せて、同様な内容を町ホームページに掲載しています。また、郵便物等の返戻や周辺からの情報等による居住実態が不明な世帯については実態調査を行い不着にならないよう努めてまいります。（2）についてです。民法第 22 条で各人の生活の本拠そのものの住所とすると規定されていることから、生活の本拠地がある所に住民票を置くべきとの指導を行っております。以上であります。

○議長 宮城清政君 13 番 玉城 勇議員。

○13 番 玉城 勇君 それでは、一つ一つ順を追って再質問をさせていただきます。まず 1 点目の生活困窮者対策についてでありますけれども、南風原町内に 65 歳以上の方が 5,706 名、受給者が 5,528 名、178 名が無年金者であろうということであります。平成 27 年度で全国的には 65 歳以上が 3,341 万人おられます。総人口に占める割合が 25 パーセントに達していると、4 分の 1 が高齢者だと言われております。20 年後には更に 33 パーセントの人口比になります。40 年後はまだまだ遠いのですが、40 年後には 40 パーセントで逆ピラミッドと言いますか、支える人が減ってくる状況のなかで、年金受給の金額が特に国民年金で言いますと月額 5 万 7,000 円程度でありますので、夫婦いないとなかなか生活はできないだろうと言われております。そこで、本町にも独り暮らしの高齢者もおられます。特に心配するのが年金はもらっているのですが国民年金にしてもこの 5 万 7,000 円はもらっていない方もいらっしゃるのです。約半額の 3 万円とかそういう方々もおられます。厚生年金でもそうですけれども、金額はどれぐらいで、その構成比率と言うのですか、生活できる範囲の年金をもらっている方々が何パーセントいらっしゃるのか。先ほど言ったように、国民年金の 5 万 7,000 円以下の皆さんがどの程度いらっしゃるのか。そのへんもし資料がありましたらご報告をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えいたします。ただいまの年金額5万7,000円以下だとか、町内でどれぐらいの方々受けているのかなどといった資料はございません。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 それでは、178名の数字からしますと、各部落に10名程度いらっしゃるといような数字になるわけでありましてけれども、それについて皆さん行政側として実態の調査をしたことがあるのか。収入がないと生活保護がありますけれども、しかし、旧部落におきますと財産、家、土地がありますので生活保護が該当しない、そういう皆さんの生活がどういう状況にあるのか、調査をしたことがあるのかどうかです。もしございましたらお答えをお願いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 町内で無年金者が178人と推測されるということで答弁いたしました。町内で65歳以上の方で生活保護を受給されている方が今現在で184名いらっしゃいます。全てが生活保護を受けているということではございませんが、数字的にはほぼ同じような数字となっていることから、無年金で生活に困っている方々の大部分は生活保護を受給されている方がいらっしゃるのではないかと推測されます。ご質問のこの178名に対しての調査、個人個人の生活実態の調査等はしてはおりません。しかしながら、社協も含め地域において生活に困窮している方々の相談に乗る窓口とかそういう部分はこれまでも役場共に取り組んできておりますので、日々の生活に困ってどうしようもない状況等にならないように事前に相談を受けるよう体制を取っております。今後もこういう体制を強化して生活困窮者の対策に取り組んでいきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 部長、もう少し詳しい数字を確認したいのですが、無年金者が178名程度おられると、生活保護受給者が184名という数字です。この178名のうちで生活保護を受けておられるのがどのぐらいいらっしゃるのか数字がございましたらお願いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えいたします。この178人のうち何名が生活保護を受給しているというところまでは把握しておりません。184人の生活保護を受給されている方そ

それぞれの事情がございまして、このなかには先ほどおっしゃっていましたが、かなりの年金を受けている方もいらっしゃいます。やはりその方々の実態を踏まえて生活保護という最終的な救済措置と言いますかその方への支援となっていますので、年金に特化してこの方がどれだけ受けていないから生活保護というようなかたちでの調査はやっておりません。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 それでは、調査して欲しいのですけれども、生活保護受給者の184名の皆さんというのは、年金をもらっている皆さんも含まれている。ですから、この178名の中で保護を受けていない方が何人いらっしゃって、どういう生活をしているのか調査はぜひ必要だと思うのです。ぜひやって欲しい。これは民生委員の皆さん、各部落の区長の皆さん、ある程度把握していると思うのですけれども、社協との協議のなかで今一度どういう状況なのかを把握する必要があると思います。そういう方々をぜひ町で把握して、町からそういう方々に対して話し合い、あるいはこういう制度がありますよという提案が必要だと思うのです。そして皆さん、いろんなところで解決されていますけれども、把握をして、その制度を周知していきたいと、その周知をそういう人たちにやっていただきたい。そのための調査が必要だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 この178人の方への調査ということでございますが、この数字も日本年金機構からいただいた数字でございます。178人の名簿等、そういった個人情報の部分が日本年金機構から提供されるのであれば把握は容易ではあると思います。そのあたりは確認してまいります。無年金だとしても他の収入があるかも知れません。ですから、町としては社協共に地域での生活困窮者、生活に困っている方々の情報を収集して、普段の訪問活動などから把握して、個々人の状況に合わせた支援、どんどん制度ができてきておりますし法律もこの4月から施行されております。そういった取組を含めて困窮者の支援に努めてまいりたいと思います。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 年金機構とおっしゃっておりますけれども、もしできましたら確認をしていただいて、先ほど申し上げたように民生委員や各地域でそういう活動をしている皆さん、あるいは自治会長はじめそういうところからぜひ聞き取りをされて、行政としての取組をお願いしたいと思っております。

それでは、2点目の無年金者対策についてでありますけれども、平成29年から施行予定

ということですが、すでにそのような調査がされているようでありまして、それと制度がございますのでこの制度をどう町民の皆さんに周知をしていくのか、周知の方法策はどのようなものがあるのかをお伺いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えします。周知の方法と言いますと、やはり一番、毎月継続してできる町の広報誌でございます。継続して毎月、可能な限り年金に関しては掲載して広報しております。9月号にも10月号にも掲載されております。こういうかたちで町民に配布される広報誌を主に活用して広報してまいりたいと思います。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 町のいろんなところで相談員というのがございますけれども、そういった周知をするために、あるいは生活困窮者に対しての調査あるいは相談員がいらっしやいますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えします。この年金に特化せず、生活困窮者の相談員と言いますかそういう相談の役割を担う方々は各地域にいらっしやいます。民生委員さんもそうでございますし、それから社協においてはコミュニティソーシャルワーカーの方々が小学校校区にそれぞれ1人ずつ配置されています。そういった方々が全て相談を担っている、そういうかたちの町との連携もできておりますので、生活に困っている方々の相談を受ける体制はできているものと思います。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 ありがとうございます。少し気になるのは、65歳以上70歳前後の方々に対してですが、車は持っているのですが職がない、細々とアルバイト的なものを行っているという方々が見受けられるものですから、そういう方々の調査あるいはそういう方々はなかなか相談にも来られないと思うのです。地域では分かるのですが、民生委員の皆さんもそこには相談には行ってない。ですから、本人から相談に来たらできますよということだと思えるのですけれども、事前にそういう方々を把握しているはずですがその調査というのができないのかどうか。要するに、専門的な相談員がいればいいのですが、それぞれの地域に似たような方々がいらっしやると思いますので、そういう方々を役場あ

るいは社協に足を運んでもらう、そういう方策はないのかどうか。もし似たようなことがあればお願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えいたします。地域には今議員おっしゃいましたように個人では相談に行ききれない、行けない方もなかにはいらっしゃると思います。そういう方々に対しましては、地域からの情報はすごく大事だと思いますので、区長さんはじめ民生委員さん、ソーシャルワーカーさん、あるいは地域包括支援センターも役場内にはございます。在宅介護支援センター、いろいろなところから情報は来ると思います。その情報によってこちらが訪問する必要があると判断されれば当然訪問しておりますし、今後も続けていく必要は当然あります。ですから、町が一斉に調査をしてどうであるとか、本人もプライバシーの問題がいろいろあると思いますので、その事情を見ながらこれまでの支援態勢をしっかりと整えて、こぼれると言いますか支援が届かない人たちが出てこないよう取り組んでいきたいと思っています。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 分かりました。ぜひ事前の調査あるいは聞き取りをされて、実態を把握していただきたいと思います。病気になる前、倒れる前にぜひ対策を取れるような、町としての調査をする制度、あるいは相談を受ける相談員が事前に相談されて確認をしていく。本当にぎりぎりの生活をしている方々が見受けられますので、ぜひそのへんの調査をお願いしたいと思います。

(3)の年齢を増すとともに生活困窮者が増えてくる。70歳前後の皆さんはある程度の収入を得られるのですけれども、それ以上になってくると体が続かない、仕事ができなくなってくる。そうして収入がなくなってくると更に生活が厳しくなってくるわけですね。なお且つ国民年金のような金額ではまず生活が厳しい。田舎では土地、建物がありますので、固定資産税、保険税、いろんな支出があるわけです。もちろん光熱費も出ていきます。限られた収入の中でこういったものを捻出していくと自分の生活費がどんどん削られていくわけですね。そういう高齢者になっての生活困窮者に対しての救済策は、いままでおっしゃったようなこともあると思いますが、そういった状況が出てくるという想定の中での皆さん方の対策と言いますか取組はどういったものがあるのか。これも先ほどの回答にもありますが、沖縄県の就職生活支援パーソナルサポートセンター南部というのですか、そういうものがあると、しかしこれをその当事者たちは分からないと思うのです。それをどう周知をし、あるいは本人に知らせていくか。その方策もまだなかなか取られていないのではないかと思うのですが、どういった方策を考えておられるのかお願いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。今、議員がおっしゃいましたように、この新しい法律が施行されまして、その方々の支援となる機関は福祉事務所に設置されている自治体でありまして、本町の場合は南部福祉事務所となります。南部の町村が対象となりますので、今回その機関の設置場所が泉崎となっております。かなり遠い。われわれ南部の町村からしますと、相談者が容易に行ける場所ではないということで、今後も場所の移転を求めてまいりたいと思っております。南部福祉保健所近辺であります。西原、与那原、八重瀬、南風原、それぞれ関係する町村の近くになりますので、利便性が上がって相談者も行きやすくなる。まずそういうかたちでこの機関となるパーソナルサポートセンターの移転を求めて、場所を移していただきたいと要望していきながらこういうパーソナルサポートセンターという生活困窮者の支援の核となる施設ができたことの周知に関してはまだまだ足りない部分がございますので、今後しっかり周知していききたい。そして周知していきながら、この機関の利用にあたっては社協、役場等いろいろな相談機関等で相談が上がってこられた困窮者の方々にどんどんこの情報を提供して、どんどんこの機関につなげていくかたちでやっていこうということで社協、役場、民生委員さんも確認を取っております。今後も連携してしっかり強化していくということで確認しております。ですから、この部分に関して周知はこれから徹底してやっていきたい。あとはこの高齢者には仕事もなくなって厳しい、年金も少なく生活が厳しくなっている方々に対してではあるのですが、国では年金生活者支援給付金という年金生活者支援給付金の支給に関する法律ができて、本来でしたら今年の10月1日からでしたが、これは消費税の10パーセントアップができてのことということで2017年4月に延期されています。内容は老齢基礎年金受給者に対して、概算ではありますが月額5,000円給付していくというような制度であります。これは先延ばしされております。この法律、それから生活困窮者自立支援法の施行に合わせて社協等で取り扱っています生活福祉資金の貸付制度等、そういった部分を使いやすい制度に改正されてきております。こういうかたちで全体的な支援、また町独自のそれぞれの役割をしっかりと取り組んで支援強化してまいりたいと思っております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 サポートセンターが今年4月に設立されて、すでに那覇から南部に移転をお願いしているとのことですが、今年設立されてすぐ県が移動させるかどうか、そのへんの感触は掴んでいますか。それから、南部町村において同じような行動がなされているのかどうかです。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 ただいまの件でございますけれども、パーソナルサポートセンターとこれまで、今月においても 2 回ほど会議をもっております。主には南部の南風原含めて 4 町、そのあたりの相談が多いわけです。先ほど部長からも答弁がありましたが、泉崎だと相談者が車を持っていない方になりますと出向いていくこと自体も大変苦勞なさるということで、そういう課題は 4 町からも挙げられているということで、そのパーソナルサポートセンターも県に対して中心的な場所になる南風原に移転できないかこれから要請していこうということになっております。

○議長 宮城清政君 13 番 玉城 勇議員。

○13 番 玉城 勇君 先ほどの質問とも関連するのですが、生活困窮になるとどうしても行動するための足がなかなかないのです。特に沖縄県ではバス路線においてもなかなかストリートにその場所へ行けない、歩いて行って乗って、また乗り換えしたり、そういう状況はあります。それで本町に移転を促していくということではありますが、他の市町はどういう考えを持っているのか。中心である南風原だとか、八重瀬だとか、それなりに移転してもらおうという話し合いまでなされているのかどうか。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 これも先ほど申しました月 2 回、9 月で 2 回会議を持っていますが、一番近い会議が 9 月 18 日でございます。その会議、南風原町の会議でございます、こども課とパーソナルサポートセンター、社協の三者で会議を持ちました。そのなかでやはり、先ほど申し上げましたように那覇では場所が遠いことが確認されていますが、他の 3 町からもそのような話が出ていますとパーソナルサポートセンターの方から聞きましたので、これはやはり管轄内に移転したほうが利便性は向上しますね、相談件数も上がるでしょうねと、そのような確認をしている状況でございます。他の 3 町との情報交換はまだされておりません。しかし、やはりどう考えても近いほうがいいですので、そうなる と与那原、八重瀬、西原からも近い所となる、われわれのほうでは近い所ということを持っていこうと考えております。

○議長 宮城清政君 13 番 玉城 勇議員。

○13 番 玉城 勇君 相談する場所というのは、そういう困窮者の皆さんが行きやすい場所、あるいは歩いて行ける場所です。ですから、市、郡にそれぞれ設置する必要があると



思うのです。それが今は何名かで対応していると、しかしそれぞれの市・郡に設置するとその何倍も相談件数が増えてくると思うのです。そういったものをぜひ、先ほどから言っているように調査をしないと何名程度いらっしゃるのか。年金をもらっている皆さんが大変苦しい状況にあると思うのです。特に国民年金の場合はなおさら厳しい状況にある。そこをもう一度調査されて、尚且つそういう相談がやりやすい状況を作っていく。皆さんはサポートセンターにおいても町でそういう皆さんをつないでいくと、紹介しながら向こうにつながというのが町の仕事でありますけれども、しかし、皆さんも相談を受けながら、本当の実態を見て連れて行ったり相談させたりしなければ、本当の困窮者が相談に来ることができない。あるいは、今現在、そういう相談がある自体もわからないという状況でございますので、まだ今年スタートしたばかりでございますが、すでにそういった方々がおられることをぜひ知っていただいて、調査していただきたいと思えます。皆さんは月 2 回開催していますが、この具体的な取組を今どのように考えておられるのか。本町に移転してもらおうような話し合いがどこまで進んでいくのか、あるいは先ほどの与那原、西原、八重瀬等々、豊見城、糸満、南城市もあります、そことの共有も必要だと思うのですが、今後の日程はどのようになっていますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えします。このパーソナルサポートセンターは、福祉事務所設置自治体が設置することになっておりまして、要するに市はそれぞれ市の福祉事務所に設置されます。ですから、本町の場合は西原町、南風原町、与那原町、八重瀬町、この 4 町を管轄しております南部福祉事務所に設置されております。ただ、場所が先ほどから申し上げておりますとおり泉崎ですと遠すぎると、ぜひこれは近くに移転していただきたいと要望していきたいということでございます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 一つ勘違いしておりました。市は独自に設置されているわけですね。南風原、八重瀬、与那原、西原。そのセンターが機能できるようにぜひ取り組んでいただきたいと思えます。またそれとは別に、ぜひ本町としての調査をやっていただきたいと思えますので、それについて先ほどからずっと同じことを言っておりますが、本町の住民がそういう厳しい状況の中に置かれている皆さんの生活を少しでも良くしていくためにどうしていくのかぜひ調査されて、できたら取組をやっていただきたい。そういった把握についての取組を今後はできないかどうか、もう一度確認をしたいと思えます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えいたします。町内での困窮者の方々一人一人を把握するための調査ということでございますが、一軒一軒訪問して状況把握するのがいいのかですね。例えば役場でしたら、国保の窓口での相談からも上がってくる場合もございます。もちろん生活保護の相談だとか包括支援センターとかいろいろな相談機関がございます。社協はもちろん、そういう相談窓口がございます。ですから、行政、社協併せて、民生委員さんの情報も併せて、そういう方々の情報の集約をまずやっていって、もちろん区長さんからの情報、そういうことも集約して支援者の把握に努めていきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 最後に要望を申し上げたいと思っております。高齢者の皆さんは、65歳以上になりますと本町においても約25パーセントになると思いますが、戦前・戦中・戦後、65歳はもちろん戦後でありますけれども、大変厳しい時代の中で一生懸命、子や孫を育てて今日に至っているわけですがしかし、そういう流れができて一生懸命やってきた皆さんが今こういう厳しい状況にいらっしゃることもぜひ敬老の日を挟んで、これまで地域づくりに頑張ってきた皆さんがご苦労なされているのをそのままにしておいてはいけません。ですから、お年寄りを敬うと同時に、お年寄りの生活をいかにして安定させていくのか。安全で暮らせるように、安心して暮らせるように、その地域づくりをこれからでもやらなければいけないと思うのです。そういう取組をぜひやっていただきたいと要望を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、2点目の保育園園児の受入れについてでありますけれども、本町は那覇に隣接している関係で本町に移ってこられる皆さんがいて、毎年、保育園で待機児童がいらっしゃる。今年も去年に比べて68名待機児童が増えて193名いらっしゃるわけです。しかし、南風原町は生活の利便性が非常に良い、そういった意味で今後もそういう皆さんが増えていくと思うのですが、そういう皆さんが増えていく状況に対しての南風原町としての取組は遅れていないかどうか。先ほども答弁がありましたように、保育園も満杯である、一時保育も満杯である、精一杯やってそれでも間に合わない。特に、今質問している臨時的に半年程度でもいいのですが一時保育がもっと可能になる方法はないのか。今、緩和措置が15パーセントを超えて20パーセントに近い状況にあると思っておりますけれども、子どもはいるのですが仕事をしなければいけない、その家庭が保育園に預けることができない。あるいは一時保育でも週に3日程度しかできない。残り2日はどうしているのか。自分が子どもを職場に連れて行くとか、仮に那覇から移転したら前の保育所に一日預けるとか、あるいは親族の皆さんに預かってもらう。そういうことをしながら仕事をがんばっている。行政としてやはり子育て支援をやらなければいけないのですが、そういう緩和措置をもっと広げることにはできないのか。あるいは保育士にしても臨時的に採用するための枠を設け

るとか、そのへんが今、本町ではどう取り組まれているのか。一杯ですから待ってくださいと、そういう状況なのか。何とか努力して入園させようとしているのか。そのへんは今、どういうふうにお考えになっていますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えいたします。待機されている方々に対しては、大変申し訳なく心苦しい部分がございます。しかし、現実は今満杯でございます。と、いう答えしかございません。町としては子ども・子育て支援新制度に基づく町の計画で、当初の予定よりも前倒しで取り組んできております。よなは保育園の認可化も前倒しで来年 4 月開園を目指して取り組んでおりますし、分園についても前倒しで取り組んでいく、そのようなかたちで可能なものは全て前倒しで取り組んでいく姿勢でやっております。しかしながら、現実はこのだけの待機児童がいらっしゃる。大変心苦しい気持ちで一杯ではありますが、現時点ではこの施設整備が整うまで今しばらく待っていただきたい状況でございます。

○議長 宮城清政君 13 番 玉城 勇議員。

○13 番 玉城 勇君 確かに厳しいのは分かるのですが、しかしそういう厳しい状況の中で行政としての対応はどのようにやっていくのか。先ほどよなは保育園の認可のお話がありましたけれども、向こうも 60 名から 90 名の定員ですか、分園にしても 30 名程度でしたよね。まだ足りないわけです。そして、企業でやるのも進んでいないですよ。事業所内保育でも今 1 カ所しか認定されていない状況です。これだけの待機児童がいるなかで、90 名ぐらいの対応しかなされていない。前倒しではあるのですが、他にもいろいろあったと思うのですが、それら取組についてはどのようになるのか、今のお考えをもう一度聞かせてください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えします。先ほどの前倒しでという部分で少し抜けておりましたが、次年度からは幼稚園での 4 歳児の保育も始まります。そういった 4 歳児で幼稚園に行ける方の分はまた待機児童の枠ができてきます。あとは小規模保育という保育所の形態もございますので、それに取り組んでもらえる認可外保育園をしっかりサポートして、小規模保育の開設に向けて取り組んでまいります。そのようなかたちでその計画をとにかく前倒しで進めていって、早めに待機児童解消に努めていきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 13 番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 本町の待機児童の大半が1歳児です。今、0歳、1歳児の待機児童が非常に多いと思うのですけれども、それと4歳児を幼稚園に移行させるとなると、どうしても0歳児、1歳児というのは保育所の数が違うのですよね。とにかく増えていかない。受入れもそんなに増えていかない。ですから待機児童はそんなに変わっていかないわけです。それについてどういう見通しを立てているのか。皆さんは、これまでいろんなシミュレーションをしてきたと思いますけれども、では来年4月1日以降、その待機児童はどのような数字になるのか、もしその数字があるのであれば教えていただきたいのでお願いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えいたします。今年3月作成されました南風原町子ども・子育て支援事業は、主に量の見込みとその見込みに対する施設の整備となります。その計画の50ページ、51ページが南風原町での教育の部分から3歳児から5歳児、保育の部分では0歳児から量の見込を立てて、その量の見込みに対する本町における新規の施設整備による確保をするかたちで施設整備に関することが計画されております。この計画を前倒しして取り組んでいるのが先ほど申し上げました、よなは保育園の認可化で30人、そして分園に取り組んでございます。今後もこの計画にあるものをできるだけ前倒しして早めの解消に努めたいということでございます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 では、先ほどから申し上げておりますけれども、どうすれば子どもたちを受入れすることができるのか、まず大きな取組だと思いますがぜひ緩和措置をもう一度広げて取り組んでもらいたいと思います。

[玉城 勇議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後1時50分）

再開（午後1時53分）

○議長 宮城清政君 再開します。13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 しっかりと取組をしていただいて、不公平感が出ないようにやっていただきたいと思います。再三申し上げますが、そういういろんな状況のなかお父さんお母さんが一生懸命仕事をして子どもを預けたいけれどもなかなか受入れ先がない。ですから、町立も法人も無認可もぜひ一緒になってその対策を皆で協議していただきたい。特に

こども課を中心としてその対策をぜひやっていただきたいと思います。来年 4 月を待つのではなくて、今できること、あるいは来年に向けての取組をぜひやっていただきたいと思いますのでぜひ強力に取組をお願いしたいと思います。

それでは、3 番目のマイナンバー不着恐れについてお伺いします。先ほど、新聞に掲載されていると申し上げておりますので、新聞から見ましても本町に住んでいるけれども住所はそこないと、あるいは本町町民が他所にアパートを借りて住んでいるのですけれども住所は本町にしかないという方々をどういうふうに確認をしていくのか。どういうふうに役場へ住所を知らせるように連絡するのか。要するに、どこに住んでいるのか分からない状況のなかでどういう取組をしていくのか、それについてお考えを述べていただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 答えいたします。先ほど副町長も答弁をしておりましたが、通知カードの送付先に係る居所情報登録申請というものがあります。何らかの理由で住民登録の場所とは別に住んでいる、これには出張なりいろいろあると思うのですが、そういった方には私はここにいますのでここに送ってくださいという申請があります。まず一義的にはこれです。そういった方は事前に申請書を出していただきます。ただ、別の意味と言いますか、本来、住民登録は所在地で行っていただくことがベースでございます。これを基本として何らかの例外的な住まざるを得ない皆さんは、居所情報登録申請書でお知らせいただいて、われわれはそれに対応していくことになっています。

○議長 宮城清政君 13 番 玉城 勇議員。

○13 番 玉城 勇君 今心配されているのは、本人からの連絡がない場合です。確かに本人に住所を連絡してくれと、あるいは住民登録をしてくれとなるのですが、それができない場合、分からない場合にどうしていくのか。町としては本人からの連絡待ちですよね。町としてはどういうふうにそういう人たちに通知をするのか。皆さんはこれから実態調査を行うとしておりますけれども、どういう調査をするのかお伺いしたい。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 日常の業務からしてもそういったケースはございます。何度通知をお送りしても戻ってくるということで、これは環境課の住民基本台帳の担当にそれぞれの部署から連絡を取りたいがなぜか居ないような実情だということになると、現場に向いて隣近所から聞いたり、自治会長に聞いたり、足を使つての調査になります。あとは

ケースバイケースですが、親近者に伝えたり、親近者伝手で情報を知り得たり、そういうことで結局はローラー作戦のような調査になっていくのが実情であります。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 来月、届くわけですね。ですから時間がないわけですが、本町に住んでいるけれども住所は他の市町村だということもあると思います。その逆もあるわけです。その調査を早めにやっていただきたいことと、元々ここに住民登録されていない方が結構いらっしゃいますので、他の市町村との連携と言いますかそれもできるのか、そういった協議はございますか。もしありましたら、お願いします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 われわれも分かっているこの人は別に住所があるだろうというのはございませんので、そういったケースが出たとき、当然これは全国一律に発送されますのでそれはそれで連携を取っていくことになると思います。たぶん、ケースバイケースの対応になるのではなかろうかと思いますが、できるだけ不着にならないように、そういう対応をケースバイケースで取っていくことになるかと考えています。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 国勢調査が始まっていますけれども、国勢調査の場合は主にここに居るだろうということで住所をそこにして人数を確定しますが、それとは違うのですよね。これは本当に国挙げての取組で、本当にどこに居るのかを調査しなければいけない事柄になりますので、そして次の個人ナンバーにも影響してくるわけでありまして。と言いますのは、浮浪者もいらっしゃいます。どこを探しても住所が分からないという方々もおられます。本町の近くにもそういう施設もあります。住所を知られたくないというのも事実ございますので、そういったものを早めに対策していただいて、おっしゃっている実態調査を速やかにやらなければ戻す可能性が心配されますのでそのへんの取組をぜひやっていただきたいと思います。

最後ですけれども、住所を知られたくない、教えたくないということで住民登録をしていないというのもございますので、本町でそういう問題はないのかどうか答弁を求めたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 自分の所在地を知られたくないというのは、先ほどの質問（１）に出てくる家庭内暴力の被害、ストーカーなどがあり、そういったものはまず住民登録はこちらにしているのですが、ある人から問い合わせが来たら絶対に教えないでくださいというようなことがございます。ただ、その他の理由で私はここに居ませんのでよろしく申し上げますというのは役場で把握できません。人間諸々の事情がありますので、それはそれで不在で返信があったとき、これは三月ぐらい本町に置くようになっています。先ほども申し上げたようにケースバイケースで地域の皆さんとか、親近者に所在を確認しながら、そして現住地とか全国の市町村間でネットワークを取りながらの対応になるというのが実情だと考えております。